収支報告書

									(開催分)
(ふりがた	こがゆ こがゆ	ういちろうこうえんかい					政	治団	体の区分	t		
政治団体の	の 名 称 古賀友-	一郎後援会		〕政	党	0	支	党 部	の		よる耳	汝 治 団 体
主たる事務所の	の所在地 長崎県	長崎市万才町2-7		〕政	治	資	金団	体	□ そ	の他の政		治団体の支部
	_ 松本ビ		·									
代表者の	氏名 (姓)	(名)						動区:	域の区分			
I A T O		正幸		2以上	この都道	府県の図	区域等		☑ 同一	一の都道府県の	の区域内	
会計責任者	の氏名 (姓)	(名)										1
	井手_	雅康			金管理区	団体の指	定の有無			国会議員関係政		
事務担当者	の氏名									台資金規正法 1 号に係る国		I
	(姓)	(名)		ふ職 の	種類	Į		I		台資金規正法		
	葉山	史織		(現職・候補						2号に係る国		
	095-832-6061	24.171	_	金管理[部体のほ	- (姓)	(名	i)	公職 σ	D 候補者(姓)	(名)
(-EHL)			- <u>[</u>	出をしたす	者の氏名	<u> </u>			0	氏 名古	:智	友一郎
(電話)			-						公 職	の種類参		
(42,1117)										候補者の別)(
(電話)			-0)候補者((名)
(-EHD)										(2人目)		
									公 職	の種類		
										候補者の別)		
									公職 σ	 り候補者(!	 姓)	(名)
										(3人目)		
									公 職	の種類		
		受付							(現職・何	候補者の別)		ħ.
		第一号										
	(-5, 5, 30			金管理医	 団体の指	 定の期間		国	会議員関係政	:治団体に 第田期間	2関する



資金管理団体の指定の期間					
	から まで				
(※複数の期間がある場合	2つめ以降の期間)				

国会議員関係政治団体に関する
特例の適用期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

令和4年分

(その2)

収支の状況

1 収支の総括表

収 入 総 額	158, 054
(前年からの繰越額)	108, 054
(本年の収入額)	50, 000
支 出 総 額	56, 705
翌年への繰越額	101, 349

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個	人の負担する党費又は会費	
金	額	0
員	数(党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附									
ア 寄附(イを除く。)の区分	金	額	備	考					
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		0							
(うち特定寄附)		0							
(イ) 法人その他の団体からの寄附		0							
(ウ) 政治団体からの寄附		50, 000							
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		50, 000							
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		0							
イ 政党匿名寄附		0							
合 計 (ア + イ)		50, 000							

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団	体
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在 地)	職業 (団体にあっては、代 表者の氏名)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11	ž.					
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の寄附	50, 000				
	合 計	50, 000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総	括 表					
項	目		金	額	備 本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	考
1 経	常経	費				
(1) 人	件	費		0	0	
(2) 光	熱 水	費		0	0	
(3) 備 品	• 消 耗 品	費		0	0	
(4) 事	務 所	費		56, 705	0	
小	計			56, 705	0	
2 政 治	活 動	費				
(1) 組 箱	活 動	費		0	0	
(2) 選	関 係	費		0	0	
(3) 機関紙誌	の発行その他の事	業費		0	0	
ア機関組	氏誌 の発行事業	業 費		0	0	
イ 宣 (云 事 業	費		0	0	
ウ 政治資金	たパーティー開催事	業費		0	0	
エその	他 の 事 業	費		0	0	
(4) 調 査	研 宪	費		0	0	
(5) 寄 附	• 交 付	金		0	0	
(6) そ の	他の経	費		0	0	ii .
小	計			0	0	
合	計			56, 705		

(その14)

	(2) 経常経費(人件費を関	く。)の内訳	項	目 別 区 分	4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主た る事務所の所在地)	備考
1	監査報酬	55, 000	R4/6/29	公認会計士手塚堅太郎事務所	長崎県長崎市麹屋町1-6 手塚ビル2F	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10			=			
11						
12						
13						
14	=					
15						
	この頁の小計	55, 000				
	その他の支出	1, 705				
	合 計	56, 705				

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無				
資産等の項目別区分	有	無	備	考
ア土 地		V		
イ 建 物		V		
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		V		
エ 取得の価額が100万円を超える動産		V		
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又 は 貯 金 (普 通 貯 金 を 除 く。)		V		
力 金 銭				
キ 疽		V		
ク 出 資 に よ る 権 利		7		
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		7		
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		V		
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権 利		V		
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		V		

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- ☑ 1 領収書等の写し
- □ 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- ☑ 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 5月 30日

政治団体の名称 古賀友一郎後援会

会計責任者の氏名 井手

雅康

代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監查報告書

令和5年5月26日

古賀友一郎後援会 代表 森﨑 正幸 殿

登録政治資金監查人 手塚 厚太郎 登 録 番 号 第 1 3 7 4 号 研修修了年月日 平成21年7月10日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、古賀友一郎後援会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正 化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、古賀友一郎後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る 支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込 明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

古賀友一郎後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、古賀友一郎後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上